

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人福C i t yと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を鹿児島県日置市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社会福祉の援助を必要とする地域住民の生活と権利を擁護し、地域福祉サービスの推進と発展を図ることを目的する。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (5) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (6) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (7) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (8) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (9) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
- (10) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (11) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (12) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (13) 放課後児童健全育成事業
- (14) 旅館業法に基づく旅館業
- (15) 公衆浴場法に基づく浴場業
- (16) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第7条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申し出は1か月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議（第15条第2項に定める決議）によって、当該社員を除名することができる。

- (1) 当定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(招集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定により理事長が招集する。理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して招集通知を発するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(社員による招集請求)

第12条 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故又は支障があるときは、他の理事がこれに代わり、理事全員に事故又は支障があるときは、社員総会において出席した社員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第14条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第16条 社員総会に出席できない社員又はその法定代理人は、当法人の他の社員を代理人として、議決権の行使をすることができる。この場合においては、社員総会ごとに、代理権を証する書類を提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第17条 理事又は社員が社員総会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、当該提案につき社員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議事録には、議長及び出席理事が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内

- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。

- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、社員（法人等の場合はその代表者又は役職員等）のうちから、社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務権限）

第21条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は理事長を補佐する。
- 3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 5 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任による退任の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（役員解任）

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる（ただ

し、監事を解任する場合は、第15条第2項に定める決議による。)

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事に対して報酬を支払うことができる。

- 2 理事及び監事には費用を弁償することができる。
- 3 報酬及び費用の総額及び支給の基準その他必要な事項は、社員総会において別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第26条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事が招集する。
- 3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第29条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 基金

(基金の募集)

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出に関する募集することができる。

(基金の取扱い)

第34条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(基金の拠出者の権利)

第35条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続き)

第36条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。こ

れを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2か月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

- 2 事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金の分配を一切行うことができない。

第8章 解 散

(解散)

第41条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議（第15条第2項に定める決議）
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに有する残余財産は、日置市に贈与するものとする。

第9章 附 則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第44条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成29年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである

鹿児島県日置市日吉町日置4725番地1 勝田久子

鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉622番地50 稲村加奈子

(法令の準拠)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令定めるところによる。

当法人の定款の写しに相違ありません

令和7年9月17日

鹿児島県日置市伊集院町妙円寺三丁目2240番地8

一般社団法人 C i t y

代表理事 勝田 一生